発議第1号

微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求 める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次 のとおり提出する。

同

平成26年3月24日提出

熊本市議会議員 三島良之 同 江 藤 正 行

同 牛嶋 弘

坂 田 誠 二

同 澤田昌作

同 藤岡照代

園 川 良 二 同

同 益田牧子

熊本市議会議長 齊 藤 聰 様

意見 書(案)

微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策を推進されるよう要望いたします。

(理由)

我が国では、大気汚染防止法や自動車 $NOx \cdot PM$ 法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質(PM2.5)は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間に一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による 大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度 の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM 2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められて います。

よって、政府におかれては、下記の対策を講じられるよう強く 要望いたします。

記

1 PM2.5 の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとと もに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進 すること。

- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、 モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5 による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣 厚生労働大臣 環境大臣